## 米子市個人市県民税の減免事務処理要領

## 1 趣旨

この要領は、米子市市税条例(以下「条例」という。)及び米子市市税減免要綱(以下「要綱」という。)で規定する個人市・県民税の減免事務処理の運用に必要な事項を定める。

- 2 要綱第2条第2号に規定する学生及び生徒に係る減免について
  - (1) 「学生及び生徒」の範囲は、地方税法第314条の2第1項第9号に規定する勤労学生の適用範囲と同様とする。ただし、この場合において、所得要件は除くものとする。
  - (2) 同号に規定する「独立の生計を営むと認められる者」とは、下記のいずれにも該当する者とする。
    - ア 親族等から仕送り等経済的支援を受けていないこと。
    - イ 減免申請年度の米子市市県民税において、他者の扶養になっていないこと。
  - (3) 減免の対象とする者は、前年の合計所得金額が135万円以下の者とする。
- 3 要綱第2条第5号に規定する所得見積額の減少による減免について
  - (1) 当該年度の所得の見積額が前年中の所得の2分の1以下に減少するとは、申請者の所得並びに申請者及び生計を一にする同居者の所得の合計額のいずれもが前年中の所得の2分の1以下に減少することをいうものであり、減額率の判定については、申請者の所得について行うものとする。
  - (2) 同号に規定する「所得」については、地方税法第292条第1項第5号に規定する 給与所得及び所得税法第35条第3項に規定する公的年金等にあっては収入金額とし、 雇用保険法(昭和49年法律第116号)に規定する給付その他これに類する給付に あってはその全額とし、法第292条第1項第6号に規定する退職手当等の収入にあ ってはその2分の1の額とし、譲渡所得及び一時所得に係る所得金額を除くものとす る。
  - (3) 同号に規定する「納税が著しく困難と認められる者」とは、申請者及び生計を一に する同居者の当該年の月額収入見積額の合計が、必要な月額一般生活費を下回ること をいう。この場合において、収入とは課税所得に係る収入、非課税年金、雇用保険収 入、児童手当等の収入、預貯金、及び親族等からの経済的支援の合計額とし、必要な 月額一般生活費とは、基本生活扶助費、医療費、家賃及び社会保険料の合計額とする。
  - (4) 専ら自己の意思による休退職、定年退職、又は雇用期間の満了等による退職により 所得が激減したものにあっては、特別の事情があると認める者に限る。
  - (5) 減免の対象とする者は、前年の合計所得金額が500万円以下の者とする。

附則

この要領は、平成29年9月7日から施行する。

附則

この要領は、平成30年9月1日から施行する。 附 則

この要領は、令和2年8月1日から施行する。